

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 (文学) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	浅利 尚民
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) 岡山藩主池田家旧蔵資料の包括的研究			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主 査 (Name of the Committee Chair)		教授 安嶋 紀昭	
審査委員 (Name of the Committee Member)		教授 三浦 正幸	
審査委員 (Name of the Committee Member)		教授 本多 博之	
審査委員 (Name of the Committee Member)	教育学研究科	教授 菅村 亨	
審査委員 (Name of the Committee Member)	就実大学	教授 土井 通弘	
審査委員 (Name of the Committee Member)	岡山大学	特命教授 (研究) 倉地 克直	
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>序章、本論三章、終章ならびに図版編で構成される本論文は、寛永9年(1632)の光政(1609-82)入部以来明治4年(1871)まで岡山藩主の座にあった池田家の、書画・装束・調度等の什物類、および藩政史料・和書・漢籍といった記録類からなる岡山藩主池田家旧蔵資料を研究対象とする。そのうちの記録類およそ十万点は昭和25年(1950)に岡山大学に寄贈され(池田家文庫)、翌年には什物類も林原一郎氏の所有に帰して、現在は一般財団法人林原美術館に収蔵されているが総数は未詳である。</p> <p>序章では、明治4年布告古器旧物保存方に始まる近代の文化財保護政策と、版籍奉還や廃藩置県に端を発する旧大名家所蔵資料散逸との関係性を通観し、その状況を経てなお什物類と記録類とが共に現存する池田家資料の特異性と保存管理体制の変遷、個別資料の考察に基づく今日の文化財としての意義と活用など、本研究の目的や方法を概説する。</p> <p>本論第一章では、林原美術館所蔵「禁裏御拝領銅御花生」の伝来調査を契機とし、池田家が近代に作成した複数の道具帳について、従来看過されてきた家政組織との関連を軸に考察する。すなわち、池田家資料は明治5年頃から御道具引受掛りが整理分類して『調度記』編纂作業に入るが、二度の改変の後、什物類を調度方、記録類を記録方が管掌(明治30年『岡山事務所分課/同事務章程/分課事務取扱概目/写』)するに至ったことを突き止め、道具帳類十二件の特徴を解析して、『調度記』には失われた改訂版『本調度記』と、大正7-8年(1918-9)の東京美術倶楽部における売立を前に作成した『無題』とがあり、その作品番号と林原コレクションとの照合、池田家家史編纂所『国史目録』との比較の結果、かつての調度方保管品が林原に、記録方保管品が池田家文庫にと、売立後のほぼ完全な状態で移動したことを論証する。</p> <p>第二章では、市浦毅齋述作『芳烈祠堂記』や『黄葉亭記』など、林原コレクション六件の作品研究を展開する。うち『芳烈祠堂記』は閑谷学校の歴史を語る根本史料の一つとされながら、これまで部分的な引用に留まり原本も不明であったが、林原本の表紙・軸・箱が『調度記』中の記載に一致し、「故学校」の朱註があって江戸期には藩校什物と判じられ、原本ないしはそれに最も近いことを証明する。また『黄葉亭記』は、林原甲本掲載頼春水筆題字、浦上春琴筆黄葉亭図、頼山陽筆詩文のいずれもが真筆であり、林原乙本はその写本、閑谷学校関係資料として国重文となった閑谷甲本は、林原乙本のさらなる転写本に過ぎないことを明らかにする。</p> <p>第三章では、著者が林原美術館で近年開催した池田家資料の特別展四件について、企画の主旨、陳列品選定の理由、展示やディスプレイの工夫等に亙り具体的に記述する。博物館展示論は、博物館法施行規則改正に伴って平成24年度から学芸員養成科目に加えられた新しい領域である。展覧会は一過性で、出品目録以外の記録がほとんど残されてこなかった憾みがあり、こうした事例の公表は学界に活発な議論を齎す礎となる。</p>			

終章では、旧大名家所蔵資料が美術品として偏重されがちな近現代の風潮に対し、大名家に実在した近世の価値観の中でこそ、歴史的意義を問われるべきであると総括する。

このように本論文は、著者自らが保存管理の責を担って日常的に取り扱う文化財「池田家資料」について、現役学芸員の立場から資料保管・作品研究・教育展示という三つの観点で論じた労作であり、ミュージアム活動の一環としての文化財学の在り方に新たな指針を示す、画期的な論考として高く評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed 500 words.)